

回 答 書

業務名：天理市立公民館LED照明機器賃貸借(リース)業務

※順不同。質問内容は質問書のまま標記しております。

N o	書類名・項番等			質問内容	回答
	書類名	項	項目		
1	公告書	1	入札に付する事項	契約保証金免除条件として、国又は地方公共団体を相手方とする同種同規模以上（本事業のLED照明数量以上）の締結済賃貸借契約書を2件以上提出すれば、免除という認識でよろしいでしょうか。	契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する額以上を納付いただきますが、天理市契約規則の契約保証金免除項目に該当する場合はこの限りではありません。免除に係る実績要件については、No. 18に記載するとおりです。
2	公告書	1	賃貸借（リース）契約について	リース料の支払い条件についてです。 支払い方法は、四半期ごととございますが、60回の月支払いに変更をいただくことは可能でしょうか。	支払方法は、公告第13(4)に記載するとおり、四半期ごと（6月、9月、12月及び3月締め翌月払い）とします。月払いへの変更はいたしかねます。
3	公告書	1	納入期限	落札後、天災・世界情勢、照明メーカーの納期遅延等の影響により悪化し、賃貸借開始までに施工が完了しない可能性がある場合、不可抗力とみなし協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	正当な理由なく導入期限が延長になる場合は、契約解除等の対応をさせていただきます。ただし、資材不足などの市場環境の影響により、やむを得ず導入期限の延長が必要となる場合において、速やかに発注者に申し出て協議を行う場合は、この限りではありません。（仕様書4. (4) 参照）
4	公告書	3	入札参加申し込み	落札者となった後に、詳細協議にて事業が困難と判断し辞退した場合、ペナルティは無いものとの認識でよろしいでしょうか。	「天理市物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領」に従い、正当な理由なく辞退した場合には、入札参加停止等の措置を行います。
5	公告書	3	入札参加申し込み	参加表明後に辞退した場合でも、辞退届を提出すればペナルティはなしとの認識でよろしいでしょうか。	入札参加表明書提出後の入札辞退については、入札辞退届（様式C）を令和8年9月25日（金）正午までにご提出ください。入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。なお、落札後に正当な理由なく契約を辞退した場合は、入札参加停止等の措置の対象となる可能性があります。
6	公告書	13	契約の締結及び契約書	長期継続契約とのことですが、予算減額又は削除に伴う契約解除等にて翌年度以降に本事業の予算の削減等があった場合、受注者の損害は補填いただけますでしょうか。	No. 19に記載するとおりです。

7	仕様書	6	照明器具（物品）仕様	現地調査にて仕様書の内容や数量との相違が確認できた場合、金額及び工期の変更契約は可能との認識でよろしいでしょうか。	受注者決定後の現地調査で、仕様書との相違が判明した場合は、速やかに発注者へ報告し協議することとしております。当該協議の結果、必要と認められる場合は変更契約の対象とします。（仕様書7. (2)参照）
8	仕様書	6	照明器具（物品）仕様	現地調査にて仕様書の内容や数量との相違が確認できた場合、同等品申請（落札時提案製品）にて提出する製品と別の製品も使用可能との認識でよろしいでしょうか。	使用する製品は、原則として承認を得た製品としてください。ただし、現地調査により仕様書との相違が判明し、提案製品での対応が困難な場合は、仕様書及び別紙2に記載する機器仕様内容を満たすことを前提に、発注者と協議のうえ決定するものとします。
9	仕様書	7	工事仕様	受注者から第三者への委託について記載がございますが、受注者はリース会社となり、施工を実施する委託を受けた施工元請会社が技術者配置を行うとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。業務の一部を第三者へ委託する場合には、設置計画の協議の際に報告してください。また、その事業者は建設業法に基づき、電気工事業において特定建設業を有することとします。（仕様書7. (18)参照）
10	仕様書	7	工事仕様	設置作業時間は協議とございますが、応札時点では施工は平日、日中施工が可能との認識でよろしいでしょうか。	設置作業時間は、落札後に発注者及び施設管理者と個別協議とします。なお、協議の結果による追加の費用請求は原則認めないものとします。（仕様書7. (13)参照）
11	-	-	入札参加申し込み	受注者は、業務の一部を第三者へ委任する場合には、その事業者は建設業法（昭和24 年法律第100 号）に基づき、電気工事業において特定建設業を有すること。とありますが、同規模の事業では元請業者が特定建設業の許可を有することが通例のため、本事業も安全面を考慮し、同様の認識で間違いはないでしょうか。	仕様書7. (18)に記載するとおりです。
12	-	-	質疑について	全事業者からの質疑内容の開示はしていただけますでしょうか。	質問内容及び回答については、本市ホームページ（市長公室__市民総活躍推進課__入札関係のページ）にて、質問者名を伏せたうえで閲覧に供します。
13	-	-	契約書案について	現時点の契約書案をお示しいただくことは可能でしょうか。	契約書の案については、公告第13(2)に記載するとおり、落札者にて作成いただき、その内容について協議させていただきます。

14	-	-	入札参加者について	参加申請及び応札に同一資本となる企業（グループ企業同士）が複数社ある場合、それぞれの参加申請及び応札は認められるとの認識でよろしいでしょうか。	本入札については、同一資本となる企業（グループ企業同士）の参加申請及び応札は認めません。
15	-	-	入札参加者について	上記内容が万が一認められない場合、グループ企業両者にペナルティは発生しないとの認識でよろしいでしょうか。	上記No. 14の回答のとおり。グループ企業両者にペナルティは発生いたしません。
16	仕様書	5	(2)既設照明の撤去、処分	落札業者（リース会社）は産業廃棄物の収集、運搬、処分の許可を受けておらず、廃棄指示の違反となります。既存物件の所有者が貴市であるため、廃棄法に基づき貴市を排出事業者として、貴市又は落札業者が認めた工事業者が産業廃棄物の収集、運搬、処分の契約締結における事務代行を受け、賃貸人が費用の立替払いを行う認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。撤去した照明器具等については、関係法令を遵守し適正に処理してください。なお、撤去・処分に係る費用は賃貸借（リース）料に含めるものとします。
17	公告	第 1	(6) 契約保証金について	履行保証保険にて対応を考えております。同保険にて対応可能な場合、契約日からの保険期間となりますので、現状の契約予定日をご教示下さい。また保険金額等の詳細（税込等）をご教示下さい。また保険加入に際し保険証券の発行まで時間を要する為、契約時点ではPDF等データでの提出を認めて頂けますでしょうか。	契約予定日：落札後速やかに契約締結を予定しておりますが、具体的な契約日については落札者との協議とします。 保険金額：契約金額（税込）の100分の10以上。 保険証券：提出方法については、個別協議といたします。
18	公告	第 1	(6) 契約保証金について	過去の成約実績の提出による免除申請を行う場合、内容について、以下、ご確認をお願い致します。 （1）「同種」要件について：賃貸借契約の実績であれば、今回の案件と事務機器や情報機器でも許容頂けますでしょうか？ （2）「同規模」要件について：同規模条件につきまして、具体的な基準が御座いましたら、ご教示願います。 （3）「2年以内に誠実に履行」との記載についてご確認願います。本記載は、以下のいずれの想定となりますでしょうか？ ①2年内に「賃貸借契約を締結した」実績でしょうか？ ②2年内に「賃貸期間が開始した」実績でしょうか？ ③2年内に「賃貸借契約が満了した」実績でしょうか？ （4）契約保証金免除の可否はいつわかりますでしょうか。	実績等の確認は、落札後に実績資料をご提出いただき確認をさせていただきます。 (1) 国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体との照明機器の賃貸借実績をお示しく下さい。 (2) 規模については具体的な基準はありませんので、公共施設への賃貸借実績をお示しく下さい。 (3) ②2年内に「賃貸期間が開始した」又は③2年内に「賃貸借契約が満了した」のどちらかの賃貸借実績をお示しく下さい。 (4) 実績の提出後、速やかに判断させていただきます。 上記の内容で2件以上の実績の提出をもって判断させていただきます。
19	公告	第13	(1) 長期継続契約について	長期継続契約とありますが、過去、貴市において予算の減額または削減があったことはありますでしょうか。 また、その場合残賃貸借料請求は商習慣上相当と認められる範囲内でしょうか。	過去にそのような事例はありません。なお、契約解除事由が発注者の責任である場合は、残リース料を精算します。
20	公告	第13	(4) お支払い方法について	賃貸借料のお支払いは四半期払とありますが、1月末日、4月末日、7月末日、10月末日にお支払い頂ける認識で問題ないでしょうか	締め月（6月、9月、12月、3月）の翌月中（請求書受領後30日以内）に支払いいたします。なお、令和9年3月分については1ヶ月分として支払うものとします。（公告第13(4)参照）

21	仕様書	7, 8		物件の設置及び保守等において、リース会社にて対応出来ないことを委託することは可能でしょうか？	No. 9に記載するとおりです。
22	仕様書	7	(3)	石綿に関する作業が発生する場合はとありますが、建物の補修を伴わない照明機器の交換であれば、石綿工事は必要としない認識で問題ないでしょうか。また石綿に関する作業が発生する場合、「みなし」として作業を行うこととし、その際に発生した費用は受注者側で負担することと記載がありますが、レベル 1、 2 が発生した場合の追加費用等は貴市負担にて別途協議の認識でよろしいでしょうか？	前段については、ご認識のとおりです。後段については、本事業において想定しておりませんが、発生した際には協議させていただきます。